

# ひたちなか市健康応援プラン（第4次）策定支援業務委託仕様書

## 1. 業務委託名

ひたちなか市健康応援プラン（第4次）策定支援業務委託

## 2. 業務目的

本業務は、健康増進法第8条第2項及び食育基本法第18条第1項、自殺対策基本法13条第2項の規定に基づき、市民のための健康づくりの指針や食育の推進、自殺対策を推進する計画として、ひたちなか市の健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画を一体的に令和9年度から令和18年度までの10年間に計画期間に策定することを目的とする。

## 3. 業務を委託する期間

契約締結日の日から令和9年3月31日まで

## 4. 業務内容

### (1) 現状分析・課題等の整理

#### ① 現状分析

計画策定に関し、市が保有するデータや民間事業者が保有するデータ等を活用し、社会情勢の変化や市民の健康状態（人口・世帯数、健康寿命、平均寿命、死亡状況、各種健診受診状況、介護保険状況、医療費状況、自殺者の状況、地域特性等）の有効なデータを導き出し、将来推計等の分析を行う。

また、市民を対象としたアンケートを実施し、結果を集計して報告書を作成すること。（対象者は2,000人、回収率50%を想定している。）

#### ② 現計画の評価

現計画（ひたちなか市健康応援プラン（第3次））について、庁内関係課による執行状況と成果、課題などを取りまとめ評価を実施する。

#### ③ 課題の整理

現状分析や現計画の評価、施策の進捗状況等を踏まえ、次期計画の策定における課題の整理を行う。課題の整理にあたっては、必要に応じて関連する担当課への調査等を実施する。

#### ④ 国等における動向の整理

国の健康日本21、食育推進基本計画及び自殺総合対策大綱や新たな施策及び県の計画な

どについて整理し、次期計画において踏まえるべき事項を抽出する。

⑤ 先進事例の収集・整理

他自治体において実施されている健康づくり関連事業，食育推進関連事業及び自殺対策事業等に関する情報を収集し，次期計画の策定にあたって参考となる事例を整理し，提案する。

(2) 計画の検討・作成

① 計画の枠組みの検討・作成

次期計画の施策体系や構成について検討し，提案を行う。

② 基本方針等の検討

次期計画の基本方針，基本施策の設定について検討し，提案を行う。

③ 取組施策の検討・整理

基本施策に位置づける施策や事業について，既存施策と新規施策の追加を含め検討・整理する。

④ 目標指標に関する検討・整理・設定

次期計画の推進目標と，進捗を評価するための数値目標について，設定の考え方を検討し，指標とする項目の設定および現時点での数値を整理する。その上で，計画の目標年次における目標数値の推計及び設定を行う。

⑤ 推進体制に関する助言・検討・整理

次期計画の推進体制における，行政，関係団体，市民等の役割分担及び連携のあり方について，社会情勢の変化を踏まえ，助言・検討・整理する。

⑥ 他計画との連携についての整理

ひたちなか市総合計画をはじめとする本市各計画との連携についての考え方を整理する。

⑦ 評価方法の検討

次期計画の評価方法（中間評価も含む）について，国や他の自治体の状況を踏まえ提案を行う。

(3) 会議開催等の支援

① 計画策定委員会等の支援

ひたちなか市健康づくり推進協議会（2回（9月，1月頃）開催予定）における資料を作成し，オブザーバーとして出席し説明・助言等を行う。また，会議における会議録を作成し，課題や現況の進捗状況を明確に示す。

② パブリック・コメントの支援（1月末頃実施予定）

計画書（案）等により意見公募した市民意見の内容を整理し，意見に対する考えについて助

言・検討する。また、検討結果を踏まえ、計画への反映と必要に応じて計画の修正案を作成する。

#### (4) 計画書の編集・製本

担当課と協議しながら計画書等を作成する。

### 5. 実施スケジュール

4－(1)～(4)に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

### 6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。

### 7. 成果品

受注者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

- ・アンケート実施結果の報告書
- ・計画書（A4判，本文1色刷，100頁程度，50部）
- ・概要版（A4判，カラー刷り，8頁程度，100部）
- ・成果物のデータ及びアンケート等の本事業で使用したデータ

※データは、CD-ROM または USB メモリースティック等の電子媒体に格納すること。

### 8. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における7に掲げる成果品（次の(2)において「成果品」という。）の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

### 9. 特記事項

(1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

(2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(3) 法令順守

業務の実施に当たり、関係法令及び、条例を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務上知りえた情報については、市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

## 10. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。